

議案第 3 6 号

南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市道路占用料徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条 第 1 項第 3 号に掲 げる施設	自動運 行補助 施設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの	長さ 1 メートル につき 1 年	5 円
			その他の もの	長さ 1 メートル につき 1 年	14円
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	1, 500円
		その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	930円
			地下に設 けるもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	480円

	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400円
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400円

別表法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の部中「商店」を「商品」に改める。

別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の部中「第 7 条第 4 号」を「令第 7 条第 4 号」に改める。

別表令第 7 条第 3 号に掲げる施設の項中「津波」を「洪水、高潮又は津波」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市道路占用料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 案						備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）						
占用物件		単位	占用料所在地乙地	占用物件		単位	占用料所在地乙地			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物・法第32条第1項第2号に掲げる物件 略				法第32条第1項第1号に掲げる工作物・法第32条第1項第2号に掲げる物件 略						
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円	
							その他のもの	長さ1メートルにつき1年	14円	
						道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,500円	
				その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	930円			

[illegible]

件	幕（第7条第4号に掲げる工事用施設を除く。）	略
	アーチ 略	
令第7条第2号に掲げる工作物 略		
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料～令第7条第13号に掲げる施設 略		
備考 略		

件	幕（全第7条第4号に掲げる工事用施設を除く。）	略
	アーチ 略	
令第7条第2号に掲げる工作物 略		
令第7条第3号に掲げる施設	洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料～令第7条第13号に掲げる施設 略		
備考 略		

